

保医発0830第1号
平成25年8月30日

地方厚生(支)局医療課長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する
留意事項について」等の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、平成25年9月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第5号)の一部改正について
- 別添2 「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(平成24年3月5日保医発0305第7号)の一部改正について
- 別添3 「特定保険医療材料の定義について」(平成24年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(平成24年3月5日保医発0305第5号)の一部改正について

1 Iの3の(46)のイを次のように改める。

イ 植込型脳・脊髄電気刺激装置

- a 植込型脳・脊髄電気刺激装置（振戦軽減用（4極用））は、パーキンソン病又は本態性振戦に伴う振戦等、薬物療法によって十分な治療効果の得られない振戦等の症状の軽減を目的に使用した場合に、1回の手術に対し2個を限度として算定できる。
- b 植込型脳・脊髄電気刺激装置（振戦軽減用（16極以上用）充電式）は、薬物療法によって十分な治療効果の得られない以下のいずれかの症状の軽減を目的に使用した場合に、1回の手術に対し2個を限度として算定できる。
 - i 振戦
 - ii パーキンソン病に伴う運動障害
 - iii ジストニア
- c 植込型脳・脊髄電気刺激装置の交換に係る費用は、破損した場合等においては算定できるが、単なる機種交換等の場合は算定できない。

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」（平成24年3月5日
保医発0305第7号）の一部改正について

- 1 （別表）の I の検査の内視鏡の一般的名称に「バルーン小腸内視鏡システム」を加える。

「特定保険医療材料の定義について」（平成24年3月5日
保医発0305第8号）の一部改正について

- 2 別表のⅡの087の(3)の⑦のアを次のように改める。
 - ア パーキンソン病、ジストニア又は本態性振戦に伴う振戦等の症状の軽減効果を目的として使用するものであること。

- 2 別表のⅣの026の(1)を次のように改める。
 - (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」又は「歯科材料（2）歯冠材料」であって、一般的名称が「歯科インプラントシステム」、「歯科用インプラントアバットメント」又は「歯科インプラント用上部構造材」であること。

- 3 別表のⅣの029の(1)を次のように改める。
 - (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（2）歯冠材料」又は「医療用品（4）整形用品」であって、一般的名称が「歯科インプラント用上部構造材」又は「歯科用インプラントアバットメント」であること。

(参考)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 5 号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>I 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>(46) 脊髄刺激装置用リード、植込型脳・脊髄電気刺激装置</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 植込型脳・脊髄電気刺激装置</p> <p>a 植込型脳・脊髄電気刺激装置(振戦軽減用(4極用))は、パーキンソン病又は本態性振戦に伴う振戦等、薬物療法によって十分な治療効果の得られない振戦等の症状の軽減を目的に使用した場合に、1回の手術に対し2個を限度として算定できる。</p> <p><u>b 植込型脳・脊髄電気刺激装置(振戦軽減用(16極以上用)充電式)は、薬物療法によって十分な治療効果の得られない以下のいずれかの症状の軽減を目的に使用した場合に、1回の手術に対し2個を限度として算定できる。</u></p> <p><u>i 振戦</u></p> <p><u>ii パーキンソン病に伴う運動障害</u></p> <p><u>iii ジストニア</u></p> <p>c 植込型脳・脊髄電気刺激装置の交換に係る費用は、破損した場合等においては算定できるが、単なる機種交換等の場合は算定できない。</p>	<p>I 診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)に係る取扱い</p> <p>(46) 脊髄刺激装置用リード、植込型脳・脊髄電気刺激装置</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 植込型脳・脊髄電気刺激装置</p> <p>a 植込型脳・脊髄電気刺激装置(振戦軽減用)は、パーキンソン病又は本態性振戦に伴う振戦等、薬物療法によって十分な治療効果の得られない振戦等の症状の軽減を目的に使用した場合に、1回の手術に対し2個を限度として算定できる。</p> <p>b 植込型脳・脊髄電気刺激装置の交換に係る費用は、破損した場合等においては算定できるが、単なる機種交換等の場合は算定できない。</p>

「特定診療報酬算定医療機器の定義等について」(平成24年3月5日保医発0305第7号)(別紙)の一部改正について

(参考)

(傍線の部分は改正部分)

改正後

現行

(医療点数表関係)

(別表) I 医療点数表関係

(別表)

特定診療報酬算定医療機器の区分	定義		その他の条件	対応する診療報酬項目	特定診療報酬算定医療機器の区分	定義		その他の条件	対応する診療報酬項目
	薬事法承認上の位置付け	一般的名称				薬事法承認上の位置付け	一般的名称		
内視鏡	機械器具(25) 医療用鏡	硬性肛門鏡 硬性胃内視鏡 硬性腹腔鏡 喉頭ストロボスコープ 軟性S字結腸鏡 硬性S字結腸鏡 硬性気管支鏡 硬性喉頭鏡 硬性腎盂鏡 肛門括約筋鏡 硬性膀胱鏡 硬性ウレシロトーム ビデオ軟性気管支鏡 ビデオ軟性胃内視鏡 ビデオ軟性S字結腸鏡 ビデオ軟性膀胱尿道鏡 腹腔鏡キット 腎盂鏡検査キット 軟性尿管鏡 経膈硬性羊水鏡 軟性尿管鏡 経膈硬性羊水鏡 軟性動脈鏡 硬性関節鏡 軟性胆道鏡 軟性大腸鏡 硬性クルドスコープ 硬性直達鏡 軟性十二指腸鏡 軟性胃内視鏡 硬性縦隔鏡 硬性脊髄鏡 軟性鼻咽頭鏡 硬性鼻咽頭鏡 硬性骨盤鏡 硬性直腸鏡 硬性レゼクトスコープ 硬性鼻腔鏡 硬性胸腔鏡 硬性尿道鏡 軟性気管支鏡 ビデオ軟性喉頭鏡 軟性腎盂鏡 硬性手術用ランバースコープ 硬性腰椎鏡 内視鏡ビデオ画像システム 軟性膀胱鏡 ビデオ軟性十二指腸鏡 ビデオ軟性大腸鏡 ビデオ軟性腹腔鏡 軟性小腸鏡 ビデオ軟性小腸鏡 軟性クルドスコープ ビデオ軟性胆道鏡 硬性子宮鏡 軟性食道鏡 軟性膀胱尿道鏡 硬性鼻咽頭鏡 軟性胸腔鏡 軟性尿管鏡 軟性喉頭鏡 硬性上顎洞鏡 硬性膀胱尿道鏡 硬性食道鏡 硬性尿管鏡 軟性挿管用喉頭鏡 硬性挿管用喉頭鏡 硬性咽喉鏡 硬性鼓膜鏡 硬性鼓膜鏡 硬性鼓膜鏡 硬性神経内視鏡 硬性アデノスコープ 超音波軟性胃十二指腸鏡 超音波硬性腹腔鏡	下記いずれかの観察が可能なもの ・体内管腔 (消化管・気管支など) ・体腔 (腹腔・胸腔・関節腔など) ・体内腔 (皮下腔・縦隔腔など)	内視鏡を用いて行う検査、処置又は手術	内視鏡	機械器具(25) 医療用鏡	硬性肛門鏡 硬性胃内視鏡 硬性腹腔鏡 喉頭ストロボスコープ 軟性S字結腸鏡 硬性S字結腸鏡 硬性気管支鏡 硬性喉頭鏡 硬性腎盂鏡 肛門括約筋鏡 硬性膀胱鏡 硬性ウレシロトーム ビデオ軟性気管支鏡 ビデオ軟性胃内視鏡 ビデオ軟性S字結腸鏡 ビデオ軟性膀胱尿道鏡 腹腔鏡キット 腎盂鏡検査キット 軟性尿管鏡 経膈硬性羊水鏡 軟性尿管鏡 経膈硬性羊水鏡 軟性動脈鏡 硬性関節鏡 軟性胆道鏡 軟性大腸鏡 硬性クルドスコープ 硬性直達鏡 軟性十二指腸鏡 軟性胃内視鏡 硬性縦隔鏡 硬性脊髄鏡 軟性鼻咽頭鏡 硬性鼻咽頭鏡 硬性骨盤鏡 硬性直腸鏡 硬性レゼクトスコープ 硬性鼻腔鏡 硬性胸腔鏡 硬性尿道鏡 軟性気管支鏡 ビデオ軟性喉頭鏡 軟性腎盂鏡 硬性手術用ランバースコープ 硬性腰椎鏡 内視鏡ビデオ画像システム 軟性膀胱鏡 ビデオ軟性十二指腸鏡 ビデオ軟性大腸鏡 ビデオ軟性腹腔鏡 軟性小腸鏡 ビデオ軟性小腸鏡 軟性クルドスコープ ビデオ軟性胆道鏡 硬性子宮鏡 軟性食道鏡 軟性膀胱尿道鏡 硬性鼻咽頭鏡 軟性胸腔鏡 軟性尿管鏡 軟性喉頭鏡 硬性上顎洞鏡 硬性膀胱尿道鏡 硬性食道鏡 硬性尿管鏡 軟性挿管用喉頭鏡 硬性挿管用喉頭鏡 硬性咽喉鏡 硬性鼓膜鏡 硬性鼓膜鏡 硬性鼓膜鏡 硬性神経内視鏡 硬性アデノスコープ 超音波軟性胃十二指腸鏡 超音波硬性腹腔鏡	下記いずれかの観察が可能なもの ・体内管腔 (消化管・気管支など) ・体腔 (腹腔・胸腔・関節腔など) ・体内腔 (皮下腔・縦隔腔など)	内視鏡を用いて行う検査、処置又は手術

特定診療報酬算定医療機器の区分	定 義		対応する診療報酬項目	特定診療報酬算定医療機器の区分	定 義		対応する診療報酬項目
	薬事法承認上の位置付け				薬事法承認上の位置付け		
	類別	一般的名称			類別	一般的名称	
		内視鏡用アレスコープ 軟性尿管腎盂鏡 硬性尿管腎盂鏡 軟性子宮鏡 硬性副鼻腔鏡 軟性神経内視鏡 手術用直腸鏡 筋膜下切除術用内視鏡 超音波軟性十二指腸鏡 ビデオ軟性腎盂鏡 ビデオ軟性食道鏡 ビデオ軟性尿管鏡 ビデオ軟性咽喉鏡 ビデオ軟性尿管腎盂鏡 ビデオ軟性胃十二指腸鏡 超音波軟性大腸鏡 ビデオ硬性腹腔鏡 軟性腎鏡 軟性胆鏡 軟性口腔鏡 軟性喉鏡 軟性上顎洞鏡 軟性涙道鏡 軟性尿管鏡 軟性形成外科用内視鏡 軟性骨椎鏡 軟性耳内視鏡 軟性卵管鏡 軟性関節鏡 軟性縮隔鏡 軟性尿道鏡 軟性鼻腔鏡 軟性副鼻腔鏡 軟性鼻咽鏡 ビデオ軟性骨椎鏡 ビデオ軟性尿管用喉頭鏡 ビデオ硬性尿管用喉頭鏡 ビデオ軟性口腔鏡 ビデオ軟性涙道鏡 ビデオ軟性上顎洞鏡 ビデオ軟性尿道鏡 ビデオ軟性尿管鏡 ビデオ軟性形成外科用内視鏡 ビデオ軟性骨椎鏡 ビデオ軟性耳内視鏡 ビデオ軟性卵管鏡 ビデオ軟性関節鏡 ビデオ軟性縮隔鏡 ビデオ軟性尿道鏡 ビデオ軟性鼻咽鏡 ビデオ軟性鼻腔鏡 ビデオ軟性副鼻腔鏡 ビデオ軟性喉鏡 ビデオ軟性血管鏡 ビデオ軟性子宮鏡 ビデオ軟性神経内視鏡 ビデオ軟性尿管鏡 ビデオ軟性尿管鏡 ビデオ軟性咽喉鏡 ビデオ軟性尿管腎盂鏡 ビデオ軟性膀胱鏡 ビデオ軟性クルドスコープ 単回使用硬性神経内視鏡 硬性涙道鏡 硬性尿管鏡 硬性形成外科用内視鏡 硬性骨椎鏡 硬性耳内視鏡 硬性卵管鏡 硬性口腔鏡 眼科用内視鏡 超音波軟性胆鏡 超音波軟性気管支鏡 超音波内視鏡観測システム カプセル型撮像及び追跡装置 バルーン小腸内視鏡システム			内視鏡用アレスコープ 軟性尿管腎盂鏡 硬性尿管腎盂鏡 軟性子宮鏡 硬性副鼻腔鏡 軟性神経内視鏡 手術用直腸鏡 筋膜下切除術用内視鏡 超音波軟性十二指腸鏡 ビデオ軟性腎盂鏡 ビデオ軟性食道鏡 ビデオ軟性尿管鏡 ビデオ軟性咽喉鏡 ビデオ軟性尿管腎盂鏡 ビデオ軟性胃十二指腸鏡 超音波軟性大腸鏡 ビデオ硬性腹腔鏡 軟性腎鏡 軟性胆鏡 軟性口腔鏡 軟性喉鏡 軟性上顎洞鏡 軟性涙道鏡 軟性尿管鏡 軟性形成外科用内視鏡 軟性骨椎鏡 軟性耳内視鏡 軟性卵管鏡 軟性関節鏡 軟性縮隔鏡 軟性尿道鏡 軟性鼻腔鏡 軟性副鼻腔鏡 軟性鼻咽鏡 ビデオ軟性骨椎鏡 ビデオ軟性尿管用喉頭鏡 ビデオ硬性尿管用喉頭鏡 ビデオ軟性口腔鏡 ビデオ軟性涙道鏡 ビデオ軟性上顎洞鏡 ビデオ軟性尿道鏡 ビデオ軟性尿管鏡 ビデオ軟性形成外科用内視鏡 ビデオ軟性骨椎鏡 ビデオ軟性耳内視鏡 ビデオ軟性卵管鏡 ビデオ軟性関節鏡 ビデオ軟性縮隔鏡 ビデオ軟性尿道鏡 ビデオ軟性鼻咽鏡 ビデオ軟性鼻腔鏡 ビデオ軟性副鼻腔鏡 ビデオ軟性喉鏡 ビデオ軟性血管鏡 ビデオ軟性子宮鏡 ビデオ軟性神経内視鏡 ビデオ軟性尿管鏡 ビデオ軟性尿管鏡 ビデオ軟性咽喉鏡 ビデオ軟性尿管腎盂鏡 ビデオ軟性膀胱鏡 ビデオ軟性クルドスコープ 単回使用硬性神経内視鏡 硬性涙道鏡 硬性尿管鏡 硬性形成外科用内視鏡 硬性骨椎鏡 硬性耳内視鏡 硬性卵管鏡 硬性口腔鏡 眼科用内視鏡 超音波軟性胆鏡 超音波軟性気管支鏡 超音波内視鏡観測システム カプセル型撮像及び追跡装置		

(参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成24年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>(別表)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>087 植込型脳・脊髄電気刺激装置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 振戦軽減用(16極以上用)充電式 次のいずれにも該当すること。 ア パーキンソン病、ジストニア又は本態性振戦に伴う振戦等の症状の軽減効果を目的として使用するものであること。 イ～ウ (略)</p> <p>IV 歯科点数表の第2章第8部及び第9部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格</p> <p>026 スクリュー 次のいずれにも該当すること</p> <p>(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「<u>医療用品(4)整形用品</u>」又は「<u>歯科材料(2)歯冠材料</u>」であって、一般的名称が「<u>歯科インプラントシステム</u>」、「<u>歯科用インプラントアバットメント</u>」又は「<u>歯科インプラント用上部構造材</u>」であること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	<p>(別表)</p> <p>II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>087 植込型脳・脊髄電気刺激装置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>⑦ 振戦軽減用(16極以上用)充電式 次のいずれにも該当すること。 ア パーキンソン病又は本態性振戦に伴う振戦等の症状の軽減効果を目的として使用するものであること。 イ～ウ (略)</p> <p>IV 歯科点数表の第2章第8部及び第9部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格</p> <p>026 スクリュー 次のいずれにも該当すること</p> <p>(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「<u>歯科インプラントシステム</u>」であること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>

029 シリンダー

次のいずれにも該当すること

(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（２）歯冠材料」又は「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「歯科インプラント用上部構造材」又は「歯科用インプラントアバットメント」であること。

(2) ～(3) (略)

029 シリンダー

次のいずれにも該当すること

(1) 薬事法承認又は認証上、類別が「歯科材料（２）歯冠材料」であって、一般的名称が「歯科インプラント用上部構造材」であること。

(2) ～(3) (略)